

藤沢市文化財保存活用地域計画の策定について

1 文化財保存活用地域計画とは

(1) 背景・趣旨

過疎化や少子高齢化などによる文化財の保存や活用を行う将来の担い手の不足や費用の負担など、文化財を取り巻く様々な課題に対応するため、保存と活用の方向性と方針を決定し、地方の文化財保護体制を強化する。

(2) 位置づけ

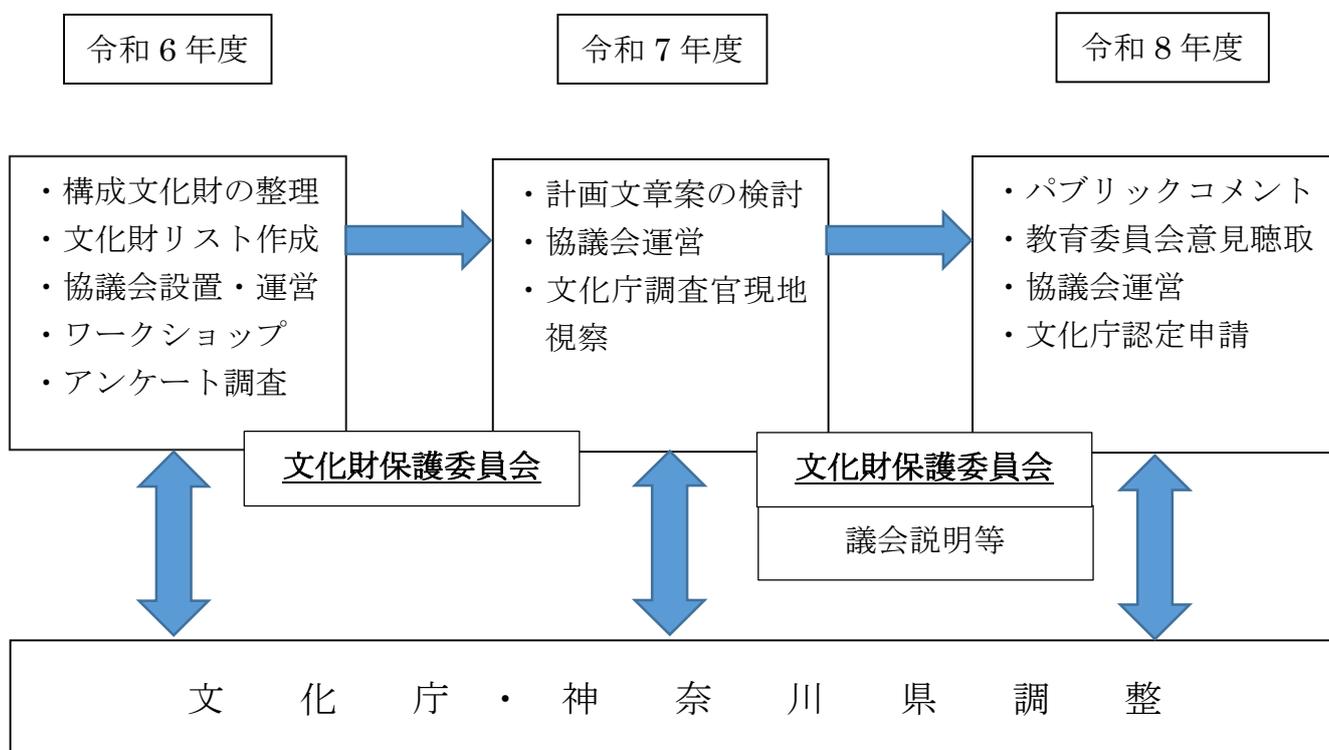
平成31年4月に施行された改正文化財保護法において、これまでの「歴史文化基本構想」から、より具体的な取組みも合わせた計画とすることとされた。市町村が作成した計画を審査し、文化庁長官が認定をする。

2 文化財保存活用地域計画の内容

(1) 構成

文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的なアクションプランの両方の役割を担う。

3 策定までの流れ



4 期待される効果

- ① 企業や民間団体、地域の市民団体等、様々な関係者が歴史的価値を理解し、その継承に取り組む活動や人材育成を活性化することができる。
- ② 文化財の保存や活用に対する市民の関心や理解、地域における更なる郷土愛の醸成の促進。(計画の策定を「見える化」することによって効果的に促進することができる)
- ③ 未指定文化財の指定や県・市指定文化財の格上げ等がスムーズに行える。
(調査による把握、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによる)
- ④ 継続性、一貫性のある取組を計画的に推進することができる。
- ⑤ 補助金の優先的採択、補助率の加算等により、財源の確保がしやすくなる。

